

感染症の提出書類について【栃木市】

種類	感染症名	出席停止期間	治癒後の提出書類
第2種	●インフルエンザ	発症から5日経過し かつ、解熱して2日経過 するまで	保護者が記載した 登校申出書《様式あり》
	●新型コロナウイルス感染症(covid-19)	発症から5日経過し かつ、症状が軽快して 1日経過するまで	保護者が記載した 登校申出書《様式あり》
	●百日咳 ●麻しん ●流行性耳下腺炎(おたふく) ●風しん ●水痘(帯状疱疹) ●咽頭結膜熱	各々の疾患によって決 められているが、症状に 応じて医師が感染の恐 れがないと認めるまで	医師が記載した 治癒証明書
第3種	●コレラ ●細菌性赤痢 ●腸管出血性大腸菌感染症(o-157) ●腸チフス ●パラチフス ●流行性角結膜炎●急性出血性結膜炎 ●その他の感染症(マイコプラズマ肺炎、溶 連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑など)	症状により医師におい て感染の恐れがないと 認めるまで	保護者が記載した 登校申出書
	●感染性胃腸炎(医師の診断による)		保護者が記載した 登校申出書《様式あり》
	●その他の感染症(A型肝炎)		医師が記載した 治癒証明書

R6.9改訂

※感染症と診断された場合は、すみやかに学校へお知らせください。

※様式はダウンロードの他に、学校からお渡しもできます。